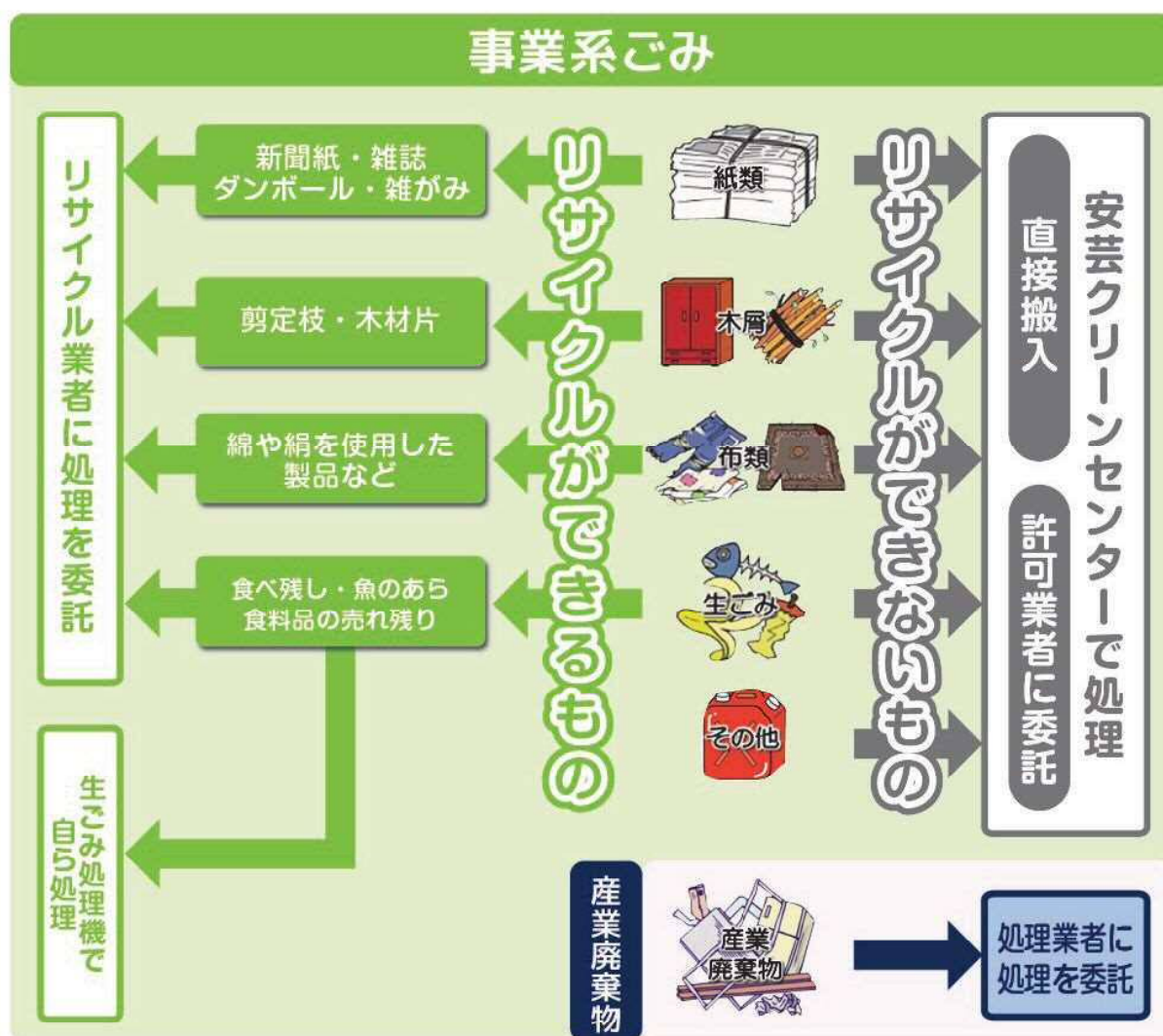


4. 事業系ごみの出し方

リサイクルできない事業系ごみは安芸クリーンセンターにて処理を行っています。
安芸クリーンセンターで処理する場合、

①事業者が自ら搬入する方法 ②府中町の許可を受けた業者
(収集運搬許可業者)に委託する方法があります。

リサイクルできる事業系ごみについては、可能な限りリサイクル業者へ処理を委託してください。



【直接搬入を行う方法】

事業者は、自ら事業系ごみを安芸クリーンセンターに搬入することができます。搬入する際には、処理手数料が必要になりますので、詳しくは安芸クリーンセンターまでお問い合わせください。

【安芸クリーンセンターの概要】

住 所	広島県安芸郡坂町21322番地の8
連 絡 先	082-885-2538
受入時間	8時30分から12時00分 13時00分から16時30分
手数料※	10キログラムまでごとに100円 (消費税含む) ※平成30年4月1日現在の手数料です。